

平成25年6月2日

No 108

(親の援助)

少子高齢化が進む中、資産家や高額所得者の方々の課税強化が  
される一方、親から子、孫世代への財産移転、経済の活性化との  
趣旨で、税制の特例が施行されています。①住宅取得等資金の贈与  
税の非課税特例②教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税  
の特例③贈与税における相対的精選課税(2,500万円の特例控除)  
④暦年課税贈与(110万円の基本控除)について、直系尊属(親・祖父母)  
から受けた贈与につき、税率の引下げがあります。国の政策が、お金の  
親、祖父母から、とんとん援助を受け、生活を楽しみ、楽しんでい  
ると言っています。私も、相続対策セミナー等では、これらの特例を  
活用しようとして、資産家向けに話をしています。戦争に負け、焦土  
と化して、何も無いところから、エコノミアニマルと言われ、起  
業し、社会の為に働き、働いてきた。先祖代々の土地を守ってきた。  
何も無いなか、資産家の方々は死ぬまで狂って働いたり、困難を  
乗り越えてきたと思えます。経済が発展し、仕事量が増え、土地も  
値上がりし、豊かになったと思えます。親達は、何も無いところ  
から、働き、家を建て、子供の教育をしてくれました。国内の  
経済が低迷し、益々厳しくなることが予想されます。次の世代  
の方々は、この厳しい中、生き抜いていかないとはいけません。  
成人するまでは、親が援助するのは、当然ですが、成人し、結婚後  
も、親が住宅資金、子の教育資金も援助し、子を楽にする。親の  
会社に入社は、私も提案する場合がありますが、役員として、給料を  
払う、社用車として、車を与える、社宅を用意する。当然のことか  
もしれませんが、楽をさせ、お金の苦労をさせないことが、良い  
ことでしょうか。アジアの人達は、貧困から立ち上がっています。  
難しいことですが、税制もこれでもいいのかと  
考えさせられています。

高林 幸隆